

夏季休業期間中の宿泊を伴う活動および合宿等の取り扱いについて（7月28日更新）

夏季休業期間中の宿泊を伴う活動および合宿等の取り扱いについては、その活動が必要最小限であるとともに、一定の制限や条件を設け、必要な感染症対策が講じられていると判断できた場合に限り、許可することとします。制限や条件の詳細については、下記を確認してください。

なお、基本的な感染症対策および必要な手続きについては、「夏季休業期間中（8月1日～9月20日）の課外活動の取り扱いについて【活動段階Ⅱ】（7月28日更新）」のとおりとします。

記

1 宿泊を伴う活動および合宿等に対する制限

(1) 重要事項

- ・大阪で緊急事態宣言が発出された場合、宿泊を伴う活動および合宿等は禁止とする。
- ・宿泊先にて緊急事態宣言が発出されている場合、宿泊を伴う活動および合宿等は禁止とする。
- ・大阪及び宿泊先にて、まん延防止等重点措置が発出されている場合、宿泊を伴う活動および合宿等を極力控えること。
- ・宿泊3日前から当日までにCOVID-19検査（PCR検査または抗原検査）を必ず受け、その結果を所定の様式にて学生センターに報告すること。
- ・「夏季休業期間中の課外活動の取り扱いについて」を順守すること。

(2) 宿泊時における留意事項

- ・部屋は可能な限り少人数での分散利用とすること。
- ・飲酒は行わないこと。
- ・食事は個別に提供するセットメニューにすること。（バイキング形式は不可）
- ・宿舎では食事、入浴、睡眠時以外はマスクを着用すること。
- ・活動中に使用するものは各自で確実に準備すること。（特にタオル類の貸し借りは厳禁）

(3) 体調管理に関する対応および留意事項

- ・宿泊前1週間の健康観察を行い、咽頭痛等の症状や体調不良を感じる場合は、必ず医師の診断を受け、宿泊を伴う活動および合宿等についての助言に従うこと。
- ・宿泊中、咽頭痛等の症状や体調不良を感じる場合は宿泊を中止すること。なお、感染拡大防止の観点から、帰宅時は可能な限り、濃厚接触者を増やさない対策を施すこと。
- ・宿泊中、COVID-19であると判明した場合は、医療機関または保健所の指示に従うこと。
- ・帰宅後3日間の健康観察を行い、体調不良を感じる場合は、必ず医師の診断を受けること。
- ・COVID-19が判明した場合は、必ず保健管理センターおよび学生センターに連絡すること。

2 宿泊を伴う活動および合宿等に対する追加の制限

(1) 3泊4日以上または20名以上の宿泊を伴う活動および合宿等の場合

- ・顧問または学長委嘱の指導者が必ず全日程に同伴すること。
- ・期間中の観察記録（体温、咽頭痛等の症状等）を作成すること。
- ・他の宿泊者とのコンタクトを可能な限り避けること。

(2) 5泊6日以上または20名以上の宿泊を伴う活動および合宿等の場合

- ・帰宅後、速やかにCOVID-19検査（PCR検査または抗原検査）を受けることを推奨する。
- ・宿舎（または宿泊部屋のあるフロア）を可能な限り貸し切りとすること。
- ・食事、入浴、移動の際、他団体と交わらないように注意すること。

3 その他

宿泊を伴う公式戦や通常の活動などについては学生センターに相談してください。